

令和2(2020)年度食品、添加物等の夏期一斉取締り等実施結果について

1 夏期一斉取締り

夏期に多発する食中毒等、食品による事故を防止するとともに、積極的に食品衛生を確保することを目的として、県内の食品等営業者に対する一斉監視等を行いました。

(1) 実施期間 令和2(2020)年6月19日～8月31日

(2) 重点監視指導事項

- ア 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた食品等事業者への監視指導（持ち帰り、宅配、長期休業後の営業再開等）
- イ カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等による食中毒予防対策
- ウ 食品等事業者に対する HACCP に沿った衛生管理の導入支援
- エ 期限表示、アレルゲン、虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止等に関する表示に係る監視指導

【立入検査結果】

延べ2,662施設に対して立入検査を実施しました。

食品衛生法等の違反は、1件（第6条第3号違反）でした。

業種		監視指導 延施設数	違反 施設数	違反の内容
食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 す る 業 種	飲食店営業	833	1	食中毒(営業禁止命令)
	菓子製造業	148		
	乳処理業	10		
	乳製品製造業	18		
	集乳業	3		
	魚介類販売業	146		
	魚介類せり売り営業	1		
	魚肉ねり製品製造業	1		
	食品の冷凍または冷蔵業	9		
	かん詰またはびん詰食品製造業	17		
	喫茶店営業	40		
	あん類製造業	7		
	アイスクリーム類製造業	55		
	乳類販売業	164		
	食肉処理業	7		
	食肉販売業	156		
	食肉製品製造業	7		
	乳酸菌飲料製造業	6		
	食用油脂製造業	2		
	みそ製造業	6		
醤油製造業	2			
ソース類製造業	7			
酒類製造業	5			
豆腐製造業	10			
めん類製造業	25			
そうざい製造業	45			
添加物(規格あり)製造業	6			
清涼飲料水製造業	17			
氷雪販売業	5			
	小 計	1,758	1	
食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 し な い 業 種	給食施設	2	0	
	食品製造業	135		
	野菜果物販売業	116		
	そうざい販売業	117		
	菓子販売業	125		
	食品販売業	240		
	添加物の販売業	87		
	器具・容器包装、おもちゃの 製造業又は販売業	82		
	小 計	904	0	
	合 計	2,662	1	

【収去検査結果】

食品の検査は、607 検体を対象に規格基準等の検査を行いました。
検査の結果、違反は 1 件（法第 13 条第 2 項違反）でした。

品目	検体数			違反件数	違反の内容		
	国産	輸入	合計				
魚介類	10	9	19	1	大腸菌群陽性（規格基準違反）		
食肉製品及び食肉加工品	15		15				
卵及びその加工品	13		13				
乳	111		111				
乳製品及び乳類加工品	23		23				
アイスクリーム類・氷菓	54		54				
めん類	24		24				
菓子類	13		13				
（上記以外の）穀類加工品	3		3				
生鮮野菜及び果物	24	7	31				
豆腐及びその加工品	2		2				
漬物	97		97				
（上記以外の）野菜・果物の加工品	13		13				
そうざい及びその半製品	91		91				
弁当	25		25				
清涼飲料水	45		45				
水	1		1				
その他の食品	27		27				
合計	591	16	607			1	

2 食品衛生月間

県民が健康で安心な食生活を営むことができるよう、8月を食品衛生月間として、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発を図るとともに、食品の安全性に関する情報提供を行いました。

実施事項及び内容	実施回数	参加人数	備考
1 営業者及び消費者に対する講習会等			
(1) 食品等営業者	4	102	
(2) 給食施設	1	91	
(3) 消費者	0	0	
(4) その他の衛生講習会	1	50	
2 広報紙掲載による広報活動 （市町等広報誌への掲載）	16		
3 食品衛生指導員による巡回指導	1,315	722	
4 その他			
(1)巡回指導及び保健所等の窓口におけるパンフレット等の配布			
(2)ポスターの掲示			
(3)ホームページによる食中毒予防の啓発			
(4)啓発資料の作成、掲示			
(5)県庁舎エレベーター内液晶モニターにおける広報			
(6)食品表示合同監視			